

平成20年度第2回食品表示合同監視の結果について（概要）

食品販売業者等に対し、適正な表示の指導を徹底する必要があることから、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、県では8月及び12月を「食品表示適正化強化月間」として設定し、関係機関（国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所、県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、市：宇都宮市保健所）が合同で食品表示の監視指導を実施しました。

第2回目の調査結果については次のとおりです。

（1）調査期間 平成20年12月中

（2）調査方法

別添「平成20年度食品表示合同監視実施要領」及び「食品表示合同監視実施マニュアル」のとおり

（3）調査回数 8回

各地区（上都賀、芳賀、南那須、下都賀、那須、塩谷、安足、宇都宮）ごとに1回（1日）実施

（4）調査店舗数 25店舗

（5）調査結果の概要

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

23店舗で一部の商品に表示の記載漏れ等の不備がありましたので、その場で改善を指導しました。また、指導事項については、改善確認のための調査を実施し、適正表示の徹底を図りました。

主な不備事例

<食品衛生法>

- ・期限表示の欠落又は誤記（10店舗）
- ・値引きシール貼付等により表示内容が見えない又はわかりにくい（5店舗）
- ・食品添加物表示の欠落又は誤記（5店舗）

<JAS法>

- ・原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（14店舗）
- ・名称の欠落又は誤記（9店舗）
- ・原材料表示の欠落又は誤記（9店舗）

今後も「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、計画的な監視指導を実施してまいります。